

政府は、障害者の制作した絵画や陶芸などの著作権保護のため、年度内にも指針を策定する方針を固めた。芸術活動を通じ、障害者の社会参加を促す狙いもある。

障害者など、特別な美術教育を受けていない人たちが感性のままに表現した作品は、欧米では「アール・ブリュット(生の芸術)」などと呼ばれ、市場で高く評価されている作品も多い。イタリアの国際的な現代美術の祭典「ベネチア・ビ

障害者アート 著作権保護へ

エンナーレに今年、自閉症の陶芸作家・沢田真一さんの作品が展覧されるなど、近年、日本人作家の活動も注目されている。しかし、日本では、障害者が福祉施設での余暇や自立

政府、年度内にも指針

明となり、その後、市場で売買された例もあったという。安倍首相は今年5月、沢田さんから芸術活動に取り組み障害者を首相官邸に招き、「障害者の方々が生み出した作品に対して商業的な壁がある」と述べて、作品の商品化や市場開拓がしやすい環境づくりを目指す考えを示していた。

指針では、障害者を著作物の「作者」と規定。出展やグッズ製作などの二次利用の際に必要な契約書、障害者と福祉施設の間で著作権を明確にする合意書などの様式を作成し、家族や施設に利用を呼びかける。作者の判断能力が十分でない場合、成年後見制度の活用も勧める見通しだ。

政府は、指針策定のほか、芸術活動への取り組みを希望する障害者や施設の相談窓口設置なども検討する。

を目的とした作業で制作することが多く、施設側に著作権の認識がないことなどから、トラブルも起きていた。書面を交わさないうまま作品を貸し出したところ、一部が行方不明